

# 13. コンプライアンス委員会規程

## 第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本社会人アメリカンフットボール協会（以下「NFA」という。）のコンプライアンス活動についての事項を定めることを目的とする。

### （目的）

第1条 この規程は、コンプライアンス委員会（以下「本委員会」という。）がその機能を十分に発揮できるよう、その役割や権限事項、NFAのコンプライアンス強化に係る計画の立案及び実施などについて必要な事項を定めることを目的とする。

### （本委員会の役割）

第2条 本委員会は、当法人におけるコンプライアンス強化に関する理事会からの諮問に対し答申する。

2 本委員会は、当法人の選手及び指導者に対してコンプライアンス教育を少なくとも年に1回以上実施する。

### （本委員の構成）

第3条 本委員会の委員は理事会で選任する。委員長は、その中から決める。

2 委員は3名以上5名以内とする。

3 本委員会は、必要に応じて委員会に専門家の出席を求めることができる。

### （委員会の開催）

第4条 本委員会は、必要に応じて開催し、委員長が理事会に議事内容を報告する。

### （本規定の改廃）

第5条 本規定の改廃は、理事会の決議による。

### （施行）

第6条 本規程は、2024年4月1日から施行する。